

障がい者福祉の法改正への対応は

質問

障害者総合支援法、障害者優先調達推進法が平成24年6月20日に成立、25年4月1日施行する。この法律の概要は。

福祉部長

障害者総合支援法は、基本理念が創設され、新たに難病が障害者の範囲に加えられた。地域生活支援事業が必須事業に追加され、サービスの必要度をあらわす障害程度区分が、重さではなく、障害の特性に合わせた支援の度合い

を示す支援区分に変更になる。

障害者優先調達推進法は、就労施設、福祉作業所などで就労する障害者や、在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるために、国や地方公共団体、独立行政法人などの機関が障害者就労施設の提供する物品、サービスなどを優先的に購入、調達することを進める。

質問

2つの法律に対する市の取り組みは。

福祉部長

障害者総合支援法は、障害者理解を深める研修・啓発や意思疎通、手話などの、支援者の養成などがあり、次年度から計画をしていく。

障害者優先調達推進法の関係の取り組みでは、市内を中心とした近隣の障害者就労施設の業務内容をリスト化して、可能な範囲で優先的に物品調達などの計画を継続的に行っていきたい。

質問

障害者に対する支援共同生活介護ケアホームと共同生活援助グループホームの一元化については。

福祉部長

従来は、介護の必要性の有無によってどちらを利用するかが決められていたが、改正により、利用者にとって選択の幅が広がるだろう。

質問

障害者優先調達推進法の改正で、障害者の法定雇用率の引き上げに対する対策は。

総務部長

市は、25年4月1日の法定雇用率を若干下回る数値になっており、26年度以降の採用計画に位置づけたい。

ソーシャルメディアの導入を

質問

情報化社会の到来により、市民の利用する情報伝達の手段は、ツイッターやフェイスブックというソーシャルメディアが急激に利用時間を延ばしている。その導入は。

総務部長

ソーシャルメディアは、将来的に媒体を活用し、より広く情報発信をしていく手段。ツイッター、フェイスブックについて、一つの課題として方向性を今後詰めていきたい。

その他の質問

・中古住宅の利用

